

5類へ江戸才政策転換



新型コロナ感染症対策本部で発言する岸田文雄首相＝27日、首相官邸、上田幸一撮影

- コロナ5類変更後の対応
- ・医療費の公費負担は一定期間、継続
- ・ワクチン接種は必要に応じて4月以降も自己負担なしで受けられるよう検討
- ・マスクの着用は屋内外を問わず原則、個人の判断に
- ・重症化しやすい変異株の発生などで科学的な前提が変われば対応を見直す
- ・コロナ患者の「発生届」提出をやめ、特定の医療機関による定点観測で感染者数を把握
- ・政府の新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止
- ・「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」は出せない
- ・検疫法に基づく入国者への水際対策は終了

岸田文雄首相は対策本部で、「ウイズコロナの取り組みをひのき進める、家庭、学校、職場、地域、あるいはする場面で日常生活を取り戻す」とが大切のように着実に歩み

マスク「効果的場面」周知へ

政府は27日、新型コロナウイルス感染症対策本部で、新型コロナの感染症法上の分類を5月8日に季節性インフルエンザなど(5類)、「5類」と引き下げるのを決めた。新型コロナを特別な感染症として扱う対応は戦略的に縮小。暮らしの経済活動に大きな影響を与えた「コロナ禍」の政策は、国内での発生から3年あまりで大きく転換する。

▼2面二軒、3面二社

対策本部は先立つて開かれた感染症の専門家らによる厚生労働省の感染症部会は、5類への移行を了承。引き下げる前に改めて、感染症部会で意見を聞き、最終確認する。新たに重症化しやすい変異株が現れた場合は引き下げる見合わせる。

火薬の「火薬」

拡大が起きる場合、一時的にマスク着用を呼びかけられる可能性もあるとした。

じこう。足元の感染状況も専門家の意見も踏まえ、前倒しで方針を示すことも視野に入れる。大規模な感染拡大が起きると想定して

小縮階

感染症法は、感染症を「ウツ病」と「新型インフルエンザ等」などに分類している。新型インフルエンザ等は「新型インフルエンザ等」と並び「けられ、結構などの「ウツ病」以上に相当する対応がとれる扱いだった。

本部は廃止。緊急事態宣言もやまん延防止等重点措置も出せなくなる。

報告、患者や潜伏期接触者の外出は止むを得ない。ワクチン接種は引き続き重点的対象者へ受けられるよう検討する。今後、厚労省で対象者や接種間隔を決める。

て続ける。「コロナの患者を診ている医療機関に支払っている病床確保の補助金は段階的になくしていく。クラスター（集団感染）を防ぐための高齢者施設の職員への検査も、公費支援を続ける。3月上旬をめどと具体的な方針を示す。

(阿部彰芳、神宮記實)